

平成 25 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 9月定例会付託案件 1

平成 25 年 10 月 24 日（木曜日）

建設環境委員会会議録

平成25年10月24日 木曜日

午前10時00分開議

午前11時54分開議（実時間103分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第86号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）
1. 議案第93号・八代市道路占用料に関する条例の一部改正について
1. 議案第94号・八代市営住宅設置管理条例の一部改正について
1. 議案第95号・八代市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
1. その他
 - ・「ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書」議決の要請について
1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
 - ・生活環境に関する諸問題の調査（熊本県「PM2.5に係る暫定的な対応方針」の見直しについて）（ごみ非常事態宣言後の状況について）（入札・契約制度の改正について）

○本日の会議に出席した者

委員長	成松由紀夫君
副委員長	太田広則君
委員	大倉裕一君
委員	庄野末藏君
委員	古嶋津義君
委員	前川祥子君
委員	山本幸廣君
委員	幸村香代子君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

建設部長	船藏満彦君
建設部総括審議員 兼次長	中山義晴君
首席審議員兼 土木建設課長	下川哲夫君
坂本建設事務所長	鶴本英一郎君
土木管理課長	鶴山信一君
土木管理課長補佐	角竜一郎君
建築住宅課長	今村一成君
建築住宅課主幹 兼課長補佐	山口敏朗君
環境部長	宮川正則君
環境課長	宮田径君
ごみ対策課長	山口剛君
総務部長	木本博明君
契約検査課長	國岡雄幸君

○記録担当書記

松本和美君

（午前10時00分 開会）

○委員長（成松由紀夫君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第86号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）

○委員長（成松由紀夫君） 最初に予算議案の審査に入ります。

それでは、議案第86号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

○建設部長（船藏満彦君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、船藏建設部長。

○建設部長（船藏満彦君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

建設部でございます。

本委員会に付託されました、議案第86号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当建設部所管分につきまして、中山総括審議員兼次長並びに関係課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○建設部総括審議員兼次長（中山義晴君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 中山建設部総括審議員兼次長。

○建設部総括審議員兼次長（中山義晴君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

建設部総括審議員兼次長の中山でございます。着座にて説明させていただきます。

それでは、お手元の補正予算書の2ページをお開きください。

第1表・歳入歳出予算補正につきましてです。下の3ページのほうが歳出でございます。

款10・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費で、補正前の額1055万1000円に423万円を増額補正し、1478万1000円といたしております。今回の補正の理由といたしましては、平成25年7月3日から5日の梅雨前線豪雨で被災した坂本町の市道八竜山線の災害復旧経費の増額補正をお願いするものでございます。

節ごとに御説明いたします。15ページをお開きください。15ページの一番下になります。款10・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費の目1・道路橋梁施設災害復旧費で423万円の増額補正をお願いするもので、節

の15・工事請負費に420万円と、節の11・需用費に、その事務費として3万円を追加計上するものでございます。なお、復旧工事につきましては、本年度中の完了を目指すものでございます。

次に、お手元にお配りしております資料の説明をさせていただきます。右肩に、表紙右肩に黒枠で資料と記したA4判のものでございます。今回補正対象の事業の位置図、それから、平面図等を資料といたしております。

以上で、款10・災害復旧費の説明を終わります。

御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ございませんか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。災害復旧費ということで、どうしてもやらなければならない費用ということで理解をいたします。その中で、以前委員の中からも、災害復旧に当たっては、原形復旧といいますか、災害復旧するために、いち早く手当てをして、修理をしてほしいという声があって、専決処分でもやむを得ぬとじゃないかというようなお話もですね、意見もあつてたというふうに思うんです。ということからすると、臨時議会、9月20日にありました臨時議会のほうに、この案件が出てよかったのかなというふうに思ったわけですけども、そのあたりの考え方は、専決で処理をしようというような考え方がなかったかということについて、考え方を聞かせたいと思います。

○建設部長（船藏満彦君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 船藏建設部長。

○建設部長（船藏満彦君） はい。大倉委員おっしゃられますように、一応臨時議会でもとい

う考えは、一応ありましたものの、正確な金額が、災害の査定をですね、受けて、初めて金額が固まりますもんですから、査定日がいつだったかな、（「9月の3日です」と呼ぶ者あり）9月の3日が査定だったもんですから、その後、一応段取りして、臨時議会ということは、ちょっと時間的にどうかなということで、一応地元でも、被災しておりますものの通行は可能でございますもんですから、地元でも、そんなに困らないということで、10月というか、今の時期の補正を計上したわけでございます。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 要望という形になりますが、やはり、議会を通すということがですね、逆に復旧の完成まで時間がかかること等に対して、理由といいますか、職員さんたちの言いわけっぽくなっているところもあるように聞くんですよ。そういったことを聞くと、やはり、いち早く直していただくことを考えれば、査定もあるかもしれませんが、査定直後に直近の議会あたりに専決で出していただくということも、今後は考えていっていただいてもいいのかなというふうに思いますので、そのあたりも十分配慮いただければというふうに、意見としてお願いをしておきたいと思います。

○委員長（成松由紀夫君） はい、ほかにございませんか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） 済みません、今の関連なんですけど、査定が、今9月というふうなお話でしたけれども、災害そのものがあつてのが7月3日、5日ですよ。そうしたときに、やっぱり一番早いという段階で、9月のその時期じゃないと、査定ができないということなんですか。

○委員長（成松由紀夫君） 下川首席審議員兼

土木建設課長。

○首席審議員兼土木建設課長（下川哲夫君）

はい。査定は、国交省のほうと財務省のほうからおいでになって査定があるわけですが、それが、期日が年に何回とか、そういうのが決まっております関係上、被災してすぐ査定というのはございませんで、その間1カ月、2カ月ずれるというのは往々にしてあるものでございます。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） わかりました、はい。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、ほかにございませんか。

○委員（山本幸廣君） 関連でよろしいですか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） 今、ふと25年の7月3日から関係の資料を、ちょっとばかり目を通したんですけども、この状況を見ればですね、早急に復旧しなきゃいけないというふうに、私は見るんだけど、そこらあたりの感覚はどうか。

○委員長（成松由紀夫君） 早急な復旧について、答弁、どこいきますか。

はい、鶴本所長。

○坂本建設事務所長（鶴本英一郎君） はい、坂本建設事務所の鶴本です。

当路線は、幅員が4メートルでございまして、崩壊したところが、路肩部分の1メートル弱でしたので、通行に関しては、安全柵等の設置を行いまして、3メートル確保できましたので、若干危険ではございましたが、通行可能ということで、このように行っております。

以上です。

○委員（山本幸廣君） はい、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） そういう説明でよろしいわけですが、この写真を見た範囲内での今の私の、山本委員の説明を求めたわけですが、私が見た範囲内では、やっぱり、委員の方が見られれば、この写真の添付を見てですね、私は、やっぱり危険性があるというふうに感じておりますので、いろんな、大倉委員なり、委員の方々から意見が出ておりますけども、専決は専決として、これは災害ですから、すぐ復旧するのが災害復旧というんですよ。それを1年も2年もかかって災害復旧するのは、生活なり、危険性があるのは、なるだけなら、やっぱり専決してですね、早急にですね、査定でもですね、それはこちらが急げば、査定は早くできるわけでしょうが、担当が。やっぱり、そこらあたりについても、やっぱり早急にしていただく、これは本当に、この写真の添付を見なければ、私は、意見として、委員長、言わなかったんですけども、この写真を見た、添付資料を見た中では、私は、早急にすべきだと、そのように思いますので、今後とも注意してから、ひとつよろしく願いしておきます。これは要望しておきますからですね。

○委員（太田広則君） 委員長、関連していいですか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、太田副委員長。

○委員（太田広則君） はい。じゃあ、逆に聞きますけど、これが通行どめの被災だったら、もっと早く、査定ば、先ほど大倉委員から臨時会云々がありましたけど、これが通行どめになってたら、もっと早く対応されてましたですかね。

○建設部長（船藏満彦君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、船藏建設部長。

○建設部長（船藏満彦君） はい。通常、道路

が寸断されたという場合には、まず、通られるように仮復旧を、まず最初いたします。ただ、仮復旧費用につきましては、単独予算ですので、少ない予算で効率的というのを、まず、いたします。それから、査定を受けまして、国の本格的な補助事業をもって、本復旧に当たるといのが通例の災害復旧事業でございます。

ですから、仮復旧は、寸断された場合はするということでございます、すぐにですね。

○委員長（成松由紀夫君） 太田委員。

○委員（太田広則君） はい。要は、専決ね、例えば、もう間に合わないんで、急ぎますって言ってから、専決打つわけですよ。例えば、早く復旧しなきゃいけないという中で、もし、ここのところが、通行どめ、これ八竜山の展望台に上がるところですよ。一番大事な幹線ではありますよね。そこが通行どめになったときは、急ぐんですかと、急がなきゃいけないですよっていう話、先ほどから、いや、通行が、のり面だけの崩壊だったもんですから、9月の議会まで、査定も2カ月ぐらいかかったという話ですよ、これ。だから、本当に通行どめだったら、もっと早く対応する準備はあるんですかということを、逆に聞いているんだけど。

○建設部長（船藏満彦君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、船藏部長。

○建設部長（船藏満彦君） はい。今、御説明しましたように、通れるように、仮復旧につきましては、すぐ対応するということでございます。

○委員（太田広則君） いずれにしても、災害復旧に関しては、スピーディーに、状況、状況によってですね、いろんなことが想定されて、違うケースがたくさんありますけれども、通行どめとか、通常のね、幹線道路がやられたときには、早くスピーディーな、議会が足かせになったらですね、逆にいけないと思いますんで、

そこんとこだけ要望しておきます。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（太田広則君） はい。

○委員（大倉裕一君） 済みません、1点よかですか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 確認です。この崩落現場の前後100メートルぐらいのところに、注意喚起を促す看板あたりは、もちろん設置していただけてますよね。

○委員長（成松由紀夫君） はい、鶴本坂本建設事務所長。

○坂本建設事務所長（鶴本英一郎君） はい、一応、確認のための看板は設置しております。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

今、るる御意見が出てますが、幸村議員、どうぞ。

○委員（幸村香代子君） 済みません、確認なんですけど、やっぱり、災害復旧、早くしてほしいとかっていう話がある中で、さっき国の補助事業というか、国の査定の時期が決まっているから、やっぱり、こうなんだというお話があって、でも、やっぱり早くしたほうがいいよねというふうになったときに、早くする手だてというのがあるんですか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、船藏建設部長。

○建設部長（船藏満彦君） はい。先ほども太田委員さんのほうに御説明しましたが、通常は、土のうですとかを積んで、仮の崩れないような復旧をして、そして、道路ですと、寸断されたらば、そこに盛り土して、通常車が通れる状態までは、一応しようということで、それは単独予算でしております。もちろん、河川も一緒にございます。そして、査定を受けて、本復旧をこのような形でしますという査定を受けて、それから、国に補助申請して、本格的な復旧をするというのが通常の災害復旧事業でござ

います。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） ということは、結局市の単独予算というのを使うということになるんですよね。

○建設部長（船藏満彦君） 仮復旧費用はですね。

○委員（幸村香代子君） わかりました。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。（「言いたいけど、ありません」と呼ぶ者あり）

今、るる御意見が出てますが、この災害復旧費、災害復旧は迅速にやっていただきたいと、議会が足かせにならないようにというのは、市民の皆さんからも、議会が予算をつけぬからとか何とかというような意見がですね、聞かれる傾向もありますので、そこら辺はしっかりですね、迅速に対応できるように専決打ってでもということでの御意見だと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、質疑を終了します。

意見がありましたら、御意見をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決をいたします。

議案第86号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第93号・八代市道路占用料に関する条例の一部改正について

○委員長（成松由紀夫君） 次に、条例議案の

審査に入ります。

議案第93号・八代市道路占用料に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○土木管理課長（鶴山信一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） 鶴山土木管理課長。

○土木管理課長（鶴山信一君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

土木管理課長の鶴山でございます。隣は課長補佐の角でございます。よろしくお願いいたしますします。座って説明させていただきます。

それでは、議案書13ページ、議案第93号・八代市道路占用料に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

本案は、道路法施行令の一部改正に伴い、同施行令の規定を引用している八代市道路占用料等に関する条例の一部を改正するものでございます。

資料の5ページをお開きください。まず、道路占用とは、道路管理者の許可を得て、道路上及びその上空、地下に一定の施設を設置し、継続して道路を使用することであります。

次に、条例改正の趣旨といたしまして、八代市道路占用料に関する条例は、八代市における道路占用料の額とその徴収方法について定める条例であります。

現行の条例においては、道路法施行令に準じて、占用料を減免できる占有物件の一つとして、国の行う事業のための道路の占有を規定しています。

今回道路法施行令が一部改正され、国道において占用料を減免できる占有物件の中から、国の行う事業のための道路の占有の規定が削除されております。そこで、条例につきましても、該当箇所を同様に削除し、政令との整合を図るものでございます。

なお、今回は道路法施行令の改正に関する規定のみを変更するものであり、道路占用料の額については変更ありません。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ございませんか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 済みません、議案から、議案に関連してという形でお尋ねをさせていただきたいと思います。

今回は、国の施行令ですかね、法律の変更に伴ってということでありますが、こういった変更に伴って、八代市の道路占用の考え方も変更、見直しをしていくということができるといふふうに思っております。今回の分とは、直接的には関係ありませんけど、考え方だけ、ちょっとお聞きしておきたいなというふうに思います。

○土木管理課長補佐（角竜一郎君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、角課長補佐。

○土木管理課長補佐（角竜一郎君） はい。今回のこの規定の部分に関しましては、占用料を免除する場合、また、取らない場合というの規定ですので、国の規定に準じた形で免除規定は、市の条例、あるいは規則によっても定めるということにしてあります。

ただ、今議員さんがおっしゃいましたような、市の考え方としまして、道路占用料というのが、これまで改定の時期というのが、不定期になっている傾向がありまして、それが平成19年の3月以降、平成20年に入りましてからは、国のほうも3年に1度の見直しをあけて、実際の土地の価格を反映させたようなところで、占用料を定めていくというふうな流れに変

わってきておりますので、県もそういうような流れになっておりますし、県内の他市を見ましても、20年以降の改正というのは、直近の固定資産税評価額をベースにした形で、道路占用料を決めてございますので、八代市の場合もそのような形をとりながら、今後占用料というのを考えていく必要があるのではないかと、そういうふうに考えております。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 関連ですので、この程度で。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決をいたします。

議案第93号・八代市道路占用料に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「お世話になりました」と呼ぶ者あり）

◎議案第94号・八代市営住宅設置管理条例の一部改正について

○委員長（成松由紀夫君） 次に、議案第94号・八代市営住宅設置管理条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○建築住宅課長（今村一成君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） 今村建築住宅課長。

○建築住宅課長（今村一成君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あ

り）

建築住宅課課長の今村でございます。よろしくをお願いします。隣は課長補佐の山口でございます。座って説明させていただきます。

今回審議をお願いしておりますものは、八代市営住宅設置管理条例の一部改正、並びに八代市特定公共賃貸住宅条例改正の2件の条例改正についてであります。

まず、議案第94号・八代市営住宅設置管理条例の一部改正の説明をさせていただきます。

資料は6ページから7ページ、先ほど配られたと思いますが、右肩に資料と書いてある、四角く囲って書いてある資料の6ページから7ページ、それで、6ページをお開きください。

この条例の第6条は、市営住宅の入居者の資格を定めたもので、入居できるのは原則として夫婦、親子などの同居親族がある方ですが、特例としまして、老人、身体障害者、その他特に居住の安定を図る必要のある者に該当すれば、単身で入居できる場合もあります。これは、第2項で定めております。

資料の7ページをお開きください。この中の、四角く囲ってあります8号で、DV被害者について定めております。DV被害者は、配偶者からの暴力の防止及び配偶者の保護に関する法律で定められているところではありますが、これまで配偶者間のみのDV被害者が対象とされておりました。ところが、この法律の一部が改正されまして、生活の本拠をともにする交際相手からのDV被害者も対象とされましたことによりまして、本条例のDV被害者の対象も同様となるように改正するものでございます。

議案書16ページをごらんください。概要としましては、本条例第6条第2項第8号に引用しております法律名を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律とあるものを、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律へ改め、第1条第2項に規定す

る被害者での、被害者でという部分を被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でに改めるものです。

また、同号中、アに引用しております、配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号と、同第5条の後に、それぞれに（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む）を追加し、さらに、同号中、イに引用しております、配偶者暴力防止等法第10条第1項の後に、（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む）を追加するものです。

以上、御審議よろしく申し上げます。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ございませんか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。DV被害者を加えられるという部分に関しては、何も問題はないというふうに、私は判断をしてるんですけども、実際の運用に当たってですね、この項目を入れられることによって、どういう取り扱いになっていくんでしょうか。特別に、DV被害者が入居申し込みに来られたときには、優先して入居が可能というふうな判断をされるのか、いやいや、そのほかに待っている待機入居者の方も、希望者もいらっしゃるから、同じ扱いで取り扱わせていただきますという話になるのか、そのあたりはどのような対応を考えていらっしゃるんですか。

○建築住宅課主幹兼課長補佐（山口敏朗君） はい、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 山口主幹。

○建築住宅課主幹兼課長補佐（山口敏朗君） はい。まず、DV被害者につきましては、以前の条例から入っていた部分でございます。今回新たに配偶者だけではなくて、同居してた者からも受けた場合をということで、最近の社会情

勢に合わせて、まず、法律が改正されたというところでございます。

現在のDV被害者の受け入れにつきましては、まず、緊急を要する場合は、目的外使用という形で6カ月間、住宅の手数料等を取らずに、無料で入居を、まず6カ月間、こちらのほうで部屋をお貸ししております。その6カ月間の間に、新しい住宅を探してくださいということをお願いしているところでございます。

また、DV被害者の方が申し込みを、通常の申し込みですね、というのは、抽せんによって入居の順番が決まるんですけども、それにつきましては、抽せん回数をふやすという対応での優遇措置という形だけで、通常の申し込みにつきましては、ほかの申し込み者がいらっしゃる場合においては、その順番で待っていただくという形になります。まず、DV被害者を6カ月間無料で、こちらのほうで部屋をお貸しするという対応、その後は通常の受け入れで、市営住宅を望まれる場合は、そちらのほうに入っていただくという形で対応しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 被害届のあった方は、優先してということで判断していいんですか。

○建築住宅課主幹兼課長補佐（山口敏朗君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口主幹兼課長補佐。

○建築住宅課主幹兼課長補佐（山口敏朗君） 一応、DV被害者の場合は、裁判所の裁定でありますとか、そういったものの証明する書類が出てまいります。その書類をもって、DV被害者であるという認定をいたしまして、こちらで優先的には対応するという形をとっております。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） ということは、常時空き部屋を確保していただいているということにもなりますかね。

○建築住宅課主幹兼課長補佐（山口敏朗君）

はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口主幹兼課長補佐。

○建築住宅課主幹兼課長補佐（山口敏朗君）

現在空き部屋を、DV被害者専用ということでってはおりません。ただ、あいてる部屋がございますので、そちらのほうに入っていただくと、あいている部屋を探して、そちらのほうに、まずは入っていただくという形で運用を行っているところでございます。

ただ、6カ月間を過ぎますと、一般のいろいろな事情を持った家庭の方の申し込みと同じ扱いで扱わせていただいているというところでございます。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 仮にですね、満室、市営住宅満室という状況になった場合は、どういう対応になりますか。

○建築住宅課主幹兼課長補佐（山口敏朗君）

はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口主幹兼課長補佐。

○建築住宅課主幹兼課長補佐（山口敏朗君）

はい。仮に、全部が満室であった場合、基本的には、県の女性センターでありますとか、そういうところから事前に相談がありますので、受け入れる部屋があいておりませんということとを、まずはお答えいたします。そうしますと、ほかの地域でありますとか、ほかの自治体でありますとか、そういったところを探されるということになります。

八代市のほうにも、そういう状況がありまし

た場合に、熊本市内であいてないから、八代市を探しておりますとか、そういうふうに県の女性センターからの連絡がありまして、その状況によりまして対応しているところでございます。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 以上で、質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決をいたします。

議案第94号・八代市営住宅設置管理条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第95号・八代市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

○委員長（成松由紀夫君） 次に、議案第95号・八代市特定公共賃貸住宅条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○建築住宅課長（今村一成君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） 今村建築住宅課長。

○建築住宅課長（今村一成君） はい。次の、議案第95号です。八代市特定公共賃貸住宅条例の一部改正についてですが、説明に入ります前に、申しわけございませんが、議案書と資料の訂正をお願いいたします。

議案のほうでは、正誤表がございます。議案書18ページ6行目の部分で、正しくは、省令第26条第4号又は第5号に掲げるものに改

め、でありまして、省令第7条第3号及び第4号に掲げる者に改め、は誤りでございます。

また、別添の先ほどの資料のほうですが、8ページの中ほどで、太文字の部分の3の中で、地方公共団地と書いてありますけども、地方公共団体ですね、訂正をお願いします。申しわけございません。

それでは、資料、その8ページからです。

特定公共賃貸住宅とは、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律をもとに、中堅所得者向けに整備されました賃貸住宅の一つでありまして、民間の土地所有者が行うものとして、特定優良賃貸住宅、地方公共団体が行うものとして、特定公共賃貸住宅の2種類がございます。本市においては、特定公共賃貸住宅として、鏡町の公営楠住宅がございます。

この条例の第4条では、入居者の公募方法について定めたものでございますが、上位の特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則が改正されまして、資料、次のページ、9ページですが、④、中ほどちょっと下側にあります④にありますように、災害により滅失した住宅に居住していた者に関する条項が、新たに加えられまして、対象者の範囲が拡大されております。このため、本条例において、この規則との整合を図り、さらに、条文中に揚げるとしている部分がございます、より適切と思われる掲げるに、言葉を改めるものです。

また、第4項、——同条第4項において、申し込み期間を、規則との整合を図るため改めるものです。

議案書をお開きいただきたいですが、18ページです。概要としまして、第4条第1項では、特定公共賃貸住宅を法第3条第4号イまたはロにあげる者（以下「一般賃貸人」と言う）は、省令第7条第3号に掲げる者とあるものを、省令第26条第4号又は第5号に掲げる者へ改め、第4項では、1週間以内とあるもの

を、少なくとも1週間へ改めるものです。

以上、御審議よろしく申し上げます。

○委員長（成松由紀夫君） もうよかですか。よかですね。はっきりしましょう。

それでは、以上の部分について、まだあつとでしょう。

○建築住宅課長（今村一成君） はい、済みません。

○委員長（成松由紀夫君） はい、今村課長。

○建築住宅課長（今村一成君） はい。先ほど、誤記がございまして、正誤表を申しましたけども、誤記について、御説明いたします。

この誤記は、議案書が作成された後に、また、再度精査しましたところ、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の第7条における規定は、民間事業者を対象としたものであります。地方公共団体を対象とした規定は、第26条でありまして、本来は、この26条を引用すべきであって、誤りであることが判明しました。しかしながら、議案書作成後もありましたために、申しわけございませんけども、正誤表により対応させていただくことになりました。

なお、本規則第7条と26条とでは、内容的に相違がないので、これまでの入居者への取り扱いには問題がなかったものと考えております。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

○委員長（成松由紀夫君） はい、よろしいですね。

それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ございますせんか。ございませんですかね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決をいたします。

議案第95号・八代市特定公共賃貸住宅条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

○委員長（成松由紀夫君） お諮りいたします。

○委員（大倉裕一君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい。

○委員（大倉裕一君） 済みません、予算案が、また出てるのがあると思うんですけど、きょう、予算案の審査はしないんですね。

96号の一般会計補正予算・第7号、この中で、（「消費税だろう」と呼ぶ者あり）（「10月17日提案分、追加提案分です」と呼ぶ者あり）（「消費税関係の債務負担ですか」と呼ぶ者あり）はい。（「総務委員会で一括になります」と呼ぶ者あり）総務になっとですね。

○委員長（成松由紀夫君） 所管じゃございません、よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） 以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

○委員長（成松由紀夫君） お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎その他

・「ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書」議決の要請について

○委員長（成松由紀夫君） 次に、付託されました案件のほか、全国温泉所在都市議会議長協議会から「ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書」の議決について要請が参っております。

過日の議会運営委員会で協議の結果、当委員会に送付されてきました、——送付されてまいりました。ついては、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

また、内容については、お手元に配付の資料のとおりでございます。

参考までに、本件については、本市も加盟している団体からの要請ということもあり、議会運営委員会の中で、議長より委員会内での取り扱いについては、特に御配慮方願いたい旨の申し出が参っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、「ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書」議決の要請について、御意見等はございませんか。

○委員（山本幸廣君） 委員長、よろしいですか。

○委員長（成松由紀夫君） はい。

○委員（山本幸廣君） この意見書については、全国の議長会でですね、協議会で、議長会と全国温泉の協議会、会長名で来ておりますので、この内容についてはですね、素晴らしい、促進する、関する意見書については、素晴らしいものでありますし、私、委員としてはですね、御賛同したいと思いますので、よろしくお願いを、取り扱いをよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（成松由紀夫君） ほかに御意見ございませんか。

もしも、説明、——幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。意見書の提出についてはですね、今の山本委員の意見に賛同するものでありますけれども、中身についてですね、非常に気にかかる分がありまして、そして、意見書の修正いただいても構いませんというふうなことがあるので、少し意見を述べさせていただきますんですが、下からですね、1、2、3行目、延長すること及び耐震診断結果の公表をですね、猶予することというふうな文言があるんです。これについてはですね、私は賛同しかねる部分があります。一応、診断結果を所管行政庁に報告することが義務づけられて、その集められた結果をですね、やっぱり、公表すべきであろうと。むしろ、その結果をもってですね、きちんとした財政処置をですね、国に諮っていただきたいというような文言にすべきだろうと。やっぱり、この診断結果の公表をですね、猶予するということについては、私は問題があるというふうに思います。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員からの御意見が出ておりますが、そこの文言、耐震診断結果の公表を猶予するというのが、これは猶予しないちゅうことですかね。

○委員（幸村香代子君） 公表しないよう特段の配慮がされるようという話になるでしょう。私は、やっぱり、それは違うというふうに思うんです。するべきだというふうに思います、はい。だから、やっぱり、その結果を受けて、国としては、財政措置をですね、きちんとやっていただきたい、早急にやっていただきたいというふうなことで、意見書は提出すべきであろうというふうに思います。

○委員長（成松由紀夫君） はい、そういう意見でございますが、ほかに御意見ございませんか。

もし、書記より県内13市の取り扱い状況について説明させてもよろしいですが。説明させますか、県内13市の取り扱い状況。（「説明

してください」と呼ぶ者あり）はい、では、どうぞ。

○書記（松本和美君） はい。本件につきまして、本市も加盟しております、全国温泉所在都市議会議長協議会からの要請でございますが、同協議会に加盟している県内全7市、温泉、ホテル、旅館がある、県内全7市のうち、本市を除く採択状況については、さきの6月及び9月定例会において、可決されましたのが水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、阿蘇市です。残りの人吉市におきましては、参考送付扱いとなっております。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） ただいま県内13市の取り扱い状況についての説明でございますが、ほかに、まだ何か意見があれば、説明が求められれば、担当課も待機しておりますけれども。

○委員（山本幸廣君） 委員長、よろしいですか。

○委員長（成松由紀夫君） はい。

○委員（山本幸廣君） 要は、この意見書については、財政支援をしてほしいというのが目的なんですよ、はっきり言ってですね。これをしなければですね、なかなか、今の状況で、全国の議長会で、この温泉都市の協議会をつくってですね、私も何回か出席をしながら、議論をしたことがあります。それについては、もう財政支援をしてほしいと、大変過疎化が進んでいる状況、温泉地がなつとる状況ですね。もう再建のする中で、その旅館を新しく切りかえるということもできない状況であると。それにおいては、ぜひとも財政支援が欲しいということ、何回も訴えてまいりました。そういう中で、改めて、このようなですね、耐震化の促進、耐震化の状況の中で、意見書が出てきたというのは、本当に私はですね、この意見書を出さなければですね、それは、国としてですね、もう本

当、今財政支援なんかですね、言うだけのことであって、これを実施するためにもですね、ぜひとも意見書をですね、強固な意見書を、私は出すべきだと、どこもですね、この温泉に加盟しとる自治体というのはですね。そういうことで、私はぜひともやってほしいというふうに思います。今、幸村委員が言われたように、そういう財政支援って大事なんですね。

委員長、そういうこと、お計らいを、御審議をしてほしいと思います。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 今、2名の委員さんからの意見がありました、私も意見書のほうには賛成をしたいと、賛同したいというふうには思いますが、幸村議員から提言があったように、この意見書というのは、耐震化をして、お客さんにより安全という部分をですね、担保するものだというふうに、私も思いますので、その分については、やっぱり公表をしながら、そのために財政支援もいただくというふうな意見書のほうが、よりベストじゃないかなというふうに思いますので、少し文言を変えた中での意見書採択をお願いしたいというふうに思います。

○委員長（成松由紀夫君） 小会いたします。

（午前10時48分 小会）

（午前10時58分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） それでは、本会に戻します。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、お諮りいたします。

本件の趣旨に賛同の上、議員発議したいと思いますが、それに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） それでは、そのようにいたします。

案文につきましては、事務局と調整することとし、後日、発議の手続きをとらせていただきます。

なお、趣旨弁明はどなたにお願いいたしますでしょうか。（「委員長」と呼ぶ者あり）

それでは、そのようにいたします。

小会します。

（午前10時58分 小会）

（午前10時59分 本会）

◎所管事務調査

・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査

・生活環境に関する諸問題の調査

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査、以上の2件であります。

このうち、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査に関連して1件、生活環境に関する諸問題の調査に関連して2件、執行部から発言の申し出があっておりますので、これを許します。

・生活環境に関する諸問題の調査（熊本県「PM2.5に係る暫定的な対応方針」の見直しについて）

○委員長（成松由紀夫君） それでは、まず、熊本県「PM2.5に係る暫定的な対応方針」の見直しについてをお願いいたします。

○環境部長（宮川正則君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 宮川環境部長。

○環境部長（宮川正則君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

ただいま委員長からございました、熊本県が本年3月5日から運用しております、PM2.5に係る暫定的な対応方針につきまして、去る

9月、見直しがございましたので、その内容につきまして、環境課長より御説明をさせていただきます。

○環境課長（宮田 径君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、宮田環境課長。

○環境課長（宮田 径君） はい。それでは、熊本県PM_{2.5}に係る暫定的な対応方針の見直しについて説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

資料を1枚お配りしております。1枚物です。PM_{2.5}につきましては、熊本県によりまして、国の暫定方針に沿った、——暫定基準に沿った対応方針が定められておりまして、本年3月より、その対応方針に基づいて、注意喚起の情報が出力されておりますけれども、報道でも御承知のとおり、このたびその対応方針の見直しが行われましたので、御報告をさせていただきます。

今回の主な変更点は大きく3点でございます。

まず1点目は、注意喚起の地域区分が設定されました。これまでは、県内の測定局のどこか1カ所でも、基準を超えまると、県内全域に對しまして注意喚起が行われておりましたけれども、今回の見直しによりまして、県内4つの地域分けがなされております。八代市は太宰で囲んでおりますけれども、人吉、球磨、水俣、芦北を含めた県南地域となっております。

今後は、この県南地域内の測定局におきまして、判断基準の超過があった場合に、八代市を含む県南地域に対して注意喚起が行われることとなります。

次に、（2）2点目ですけれども、注意喚起の判断方法でございます。資料の一番上の段、右側の旧の欄でございますけれども、これまでは当日の午前5時から7時までの1時間値の測定値で、1カ所でも85マイクログラムを超えた場

合に注意喚起が行われておりましたけれども、今回の見直しによりまして、左側の新しい欄でございます。それぞれの地域内で午前5時から7時までの平均値、これまでは1時間値でしたけれども、平均値に変わっております。この平均値が2カ所以上で85マイクログラムを超えた場合に、注意喚起が行われることとなります。

また、新たにですね、加わりましたのが、現在情報による判断でございます。当日の午前6時から午後7時までの間で、午前1時から各時間帯までの平均値が70マイクログラムを超えた場合にも、注意喚起が行われることとなりました。

これは、これまで朝だけでしたんですけども、朝だけでなく、その後日中にですね、数値が上がりました場合にも対応できるよう、新たに設定されたところでございます。

そして、注意喚起の解除につきまして、これまでは翌日の午前0時で自動解除ということでございましたけれども、見直し後は午後7時までの間に、それぞれの地域内の全ての測定局で、2時間連続で判断基準を下回った場合にも、解除が行われることとなりました。

それと、裏面に移りますけれども、3点目です。注意喚起の周知内容についてでございます。この旧と新の周知内容を比較していただくとおわかりかと思っておりますけれども、これまでの内容につきましては、不要不急の外出は控えることとありますとか、屋外での激しい運動は減らすことといった行動をですね、制限するかなのような表現もございましたけれども、新しい対応方針では、激しい運動や外出を減らすことは有効です、あるいはマスク着用は有効ですとか、国の指針に沿った穏やかな表現に変わっております。これは、過度に住民の不安をあおらないように配慮されたものだと思います。

このように、県の対応方針の見直しが行われたわけでございますけれども、具体的に注意喚

起の状況がどのように変わるのか、資料の中段をごらんいただきたいと思います。この参考の部分でございます。

表の右側、ことしの3月の運用開始以降、これまで5回注意喚起が行われておりますけども、これを新しい方針に当てはめた場合、県南地域での注意喚起の回数はですね、3回となります。5回が3回となります。

これまでの5回の注意喚起のうち、八代市で基準を超えたのは、この網をかけております5月22日と24日、この2回でございましたのが、新方針では、5月23日分が1回ふえるということになります。

なお、この新方針での3回といいますのは、いずれも新たに加わりました現在情報による判断、すなわち平均値が70マイクログラムを超えたことによる注意喚起となります。

次に、本市の対応についてでございますが、県により県南地域に注意喚起がなされた場合、基本的にこれまでと同様に、市の緊急情報配信メール、それとホームページを初め、関係各課を通じまして、学校、保育園等に広く情報伝達を行ってまいります。

ただ、これまで運用してきた中で、PM2.5は、健康との関連性が実証されている光化学スモッグとは異なりまして、直ちに健康への影響が生ずるものではないという見解が示されておりまして、緊急性の観点からですね、課題があった、また、場合によっては、住民に過度な不安を与えていたのではないかと懸念されることから、県や専門家からもですね、5月の途中に過度に心配せず、冷静な対応をという呼びかけがありましたことなどを考慮いたしまして、防災無線を使った周知は行わないことといたしたいと考えております。

以上、御報告とさせていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（古嶋津義君） この3カ所の場所ばちよっと。

○委員長（成松由紀夫君） はい、古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） 場所を、市役所、市のその3カ所、測定地の場所ばしっかり教えてください。

○環境課長（宮田 径君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、宮田課長。

○環境課長（宮田 径君） はい。3カ所といいますと、左側の市役所局とですかね。

はい、市役所局は市役所の隣の総合病院の道向かいにあります、職員の駐車場の入り口のところにあります、ちょっと上屋が設置されておりますが、社会援護課の前、教育委員会の前です。（「教育委員会の横たい、前横たい」と呼ぶ者あり）はい、横に、そこに小屋が建っておりまして、そちらのほうの屋上の設置されております。

それと、八代自排局、こちらにつきましては、臨港線の国道の入り口、モニュメント、いかりのモニュメントがございますけども、その脇に設置されております。

もう一つは、ここには出てきておりませんが、八千把の農協の敷地内に八千把局、八代八千把局という測定局がございます。

以上の3カ所でございます。

○委員長（成松由紀夫君） はい、いいですか。

○委員（太田広則君） はい、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、副委員長。

○委員（太田広則君） 今後ふやす方向性はありますか。

○環境課長（宮田 径君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、宮田課長。

○環境課長（宮田 径君） はい。この測定局につきましてはですね、大気汚染防止を所管する熊本県のほうで設置しておるものでございまして、特に、市としては設置する予定は、今のと

ころございません。

ただ、今後の状況によって、必要があると思われる場合はですね、県にも移動測定車とかございますので、そういった要請も必要になってくるかなあとは思っております。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（太田広則君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

○委員（山本幸廣君） 関連でよろしいですか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） PM2.5については、私も一般質問をした経緯があります。そういう中で、現地をずっと見てきたんですけども、はっきり言って、環境的にですね、この場所がいいのかということ、それと同時に、今の高さでいいのかということ、家と家の間に、はっきり言って、町の中にあってですね、測定というのは、機械が測定するわけですが、えらい上昇気流なり、いろんな、その状況によってですね、やっぱり変わるというのは、変化するというのは、私たちもこの目で見てわかるわけですね。たばこを吸ってから、すぐたばこの煙が、すぐ下から上までばあっと行くのと、そういう状況を見ますと、八代のうちの市役所の横なんかでも、本当あれはですね、当てになっとなかなというような感じがするんですよ。だから、これについては、前から一般質問したように、やっぱり、高く上げるとか、県に要請をせろということで、私も質問しておりますので、こちら辺についての、やっぱり改築費用とかですね、場所の設定等について、市役所の横ですから、なるだけなら高くですね、高いところですね、あんな低かところに置いてですね、私は、これは本当に本当の数字が出るかなということで、心配でありますので、これは要望して

おきますが、この中で、3局の中で、新に変わってきたんですから、そこらあたりについても、きちっとした場所をですね、の中で、そしてまた、新しく改築をできれば改築をして、見て、わあ、ここわかるなあ、測定地だなということがわかるようにですね、そういうような施設にしてほしいというのを、改めて要望しておきますから。そうせぬと意味がないと思いますよ、はっきり言って。3局しますからですね、どうにか平均値をとるということでありまして、でも、そういう場所、それから、はっきり言って、100%感知をするというようなですね、そういう一つの性能のあるのをですね、きちっと県に要望しとってください。

○委員長（成松由紀夫君） はい、御意見ですね。

○委員（山本幸廣君） はい、意見です。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） はい。よく防災安全課のほうから、火災とか、ああいうのをメールで送られてきますけど、そういった意味で、個人にもメールで送られることは、今後もありますか。

○環境課長（宮田 径君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、宮田環境課長。

○環境課長（宮田 径君） はい。市の対応のところでも申しあげましたように、これまで同様にですね、市の緊急情報配信メール、これに載せて、メール送信は行ってまいります。

○委員長（成松由紀夫君） 前川委員、よろしいですか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

○委員（太田広則君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、太田副委員長。

○委員（太田広則君） 済みません、注意喚起判断方法のところなんですけど、早朝時、逆に、私、要るのかなあという気がしてですね、現在情報による判断つうのは、もう午前1時からずっと1時間ごとに、平均値をとっているんですよね。しかも、70マイクロということ。これで、70超したら、もう喚起するわけでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）ちゅうことは、早朝時の午前5時から7時の1時間値の3時間の平均値、85マイクロつうのは、すごい緩いような気がするんだけど、朝1時からはかっているんだから、その時点だけでいいような気がするんだけど、この3時間の85マイクロちゅう意味の、もう少し、意味がわからぬとやけど。

○環境課長（宮田 径君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、宮田環境課長。

○環境課長（宮田 径君） はい。以前からございました、この早朝時のですね、85マイクログラムというのは、早朝の段階で85を超えると、1日の平均で70を超える可能性が高いということで、国のほうから示されていた暫定指針でございます。

それで、これはこれとして残っているわけなんですけども、そういったのが実態にそぐわないということで、今回ですね、県のほうで、いわゆる1時からの平均値が70を超えた場合は、もう注意喚起をしようという新たな基準が加えられてまして、見直しとなったわけでございます。

ですから、実際の早朝の判断の以前にですね、70の平均のほうで注意喚起が行われるという、こっちの可能性のほうが高いような気がします。（「こっちのほうがより厳しくて」と呼ぶ者あり）上段のほうが、一応国の指

針にはのっとった判断方法だもんですから、一応基準としては残っているというところでございます。

○委員（太田広則君） わかりました。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですね。
ほかになれば、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 以上で、熊本県「PM2.5に係る暫定的な対応方針」の見直しについてを終了いたします。

・生活環境に関する諸問題の調査（ごみ非常事態宣言後の状況について）

○委員長（成松由紀夫君） 次に、ごみ非常事態宣言後の状況についてをお願いいたします。

はい、宮川部長。

○環境部長（宮川正則君） 次に、これまで当委員会に定期的に御報告をさせていただいております、ごみ非常事態宣言後の処理状況につきまして、ごみ対策課のほうから、ごみ対策課長のほうから御説明させていただきます。

○ごみ対策課長（山口 剛君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口ごみ対策課長。

○ごみ対策課長（山口 剛君） はい。ごみ対策課の山口でございます。よろしく願いいたします。座って説明をさせていただきます。

本日配付させていただきました資料と、別に1つ、グラフのほうを追加で配付させていただいております。資料のほうはよろしいでしょうか。

それでは、ごみ非常事態宣言後の状況について、平成25年度のごみ処理状況に関する報告ということで、4月から8月分を御報告させていただきます。

それでは、めくっていただきまして、1枚目に可燃ごみの収集量の変化をグラフにしたものを配付させていただいております。

状況につきましては、ごみ非常事態宣言を行いました平成21年度につきまして、毎月の平均値としまして1605トンでございました。それぞれの年度につきまして記載をさせていただいておりますけれども、22年度が1541トン、23年度が1580トン、24年度が1523トンでございました。

また、今年度は、4月から8月までということで、5カ月間の平均ということで載せさせていただきます。これにつきましては、1587トンということで、年度平均よりも、少し上昇という形になっておりますけれども、これはグラフを見ていただければわかりますように、毎年度4月から8月ぐらいまで、年度の平均よりもかなり高いという状況でございます。これは季節的なものとか、異動ですとか、そういうものに係ることで、毎年度、この5カ月間は非常に高いという傾向でございます。

ちなみに、22年度の4月から8月までの平均としましては1643トン、23年度は1666トン、24年度は1614トンということでございますので、それに比べてみれば、今年度の5カ月分は非常に低い値が出ているというふうに考えております。

続きまして、2ページ目ですけれども、こちらは、資源物の収集量を、同じくグラフにさせていただきました。こちらのほうは、22年度から24年度まで、少しずつ上昇をしております。資源物の回収のほうは、着々と、少しずつでも浸透している状況ということが言えます。本年度につきましても、5カ月間の平均につきましては259トンということで、非常に回収が進みつつあるということでございます。

続きまして、別に追加配付させていただきました資料を御説明いたします。こちらが、1人1日当たり、家庭から出ます燃えるごみの量の年度推移ということでございます。こちらは10年度から昨年度、24年度までをグラフ化さ

せていただいております。

一番急激に下がりましたのが、平成11年度、これはごみ袋を有料化しましたときに、急激に下がっております。その後、少しずつなれとか、そういうものが出たということで、緩やかに上がってきておりますけれども、非常事態宣言をしました平成22年度から24年度までにつきましては、23年度若干のリバウンドということで、ありましたけれども、24年度、そちらのほう啓発もしっかりさせていただいたということもありますけれども、少しずつ減少傾向ということが言えるのではないかと考えております。

続きまして、もう一回、資料に返っていただきまして、続きまして、次は、表を載せております。4月から毎月分の収支を表にしたものでございます。一応説明のほうは、一番最後の8月分について、ちょっと説明をさせていただくということで、お願いいたします。

まず、1番目の表ですけど、一番上ですけれども、可燃物と書いてあります。八代・坂本地区の収集量としまして、21年度、これは21年度の年間ですけども、21年8月から22年7月までの実績ということで記載しております。21年の8月に1624トンが、今年度が1518トンということで、106トン、比較的下がっております。年間につきましても、987トン、収集量のほうは減っております。1人当たりの排出量になりますと、26.5トンが、月、年間にしまして、——済みません、失礼しました、26.5グラムでございます。それから、年間につきましては20グラムという変化になっております。

また、一般の搬入、これは中北清掃センターに直接持ってこられる分と、あとは許可業者が搬入する分ですけれども、こちらのほうも減ってきております。トータル的に、可燃物の搬入量としましては、年間を通しまして1640か

ら50、21年度に比べては減っているという状況でございます。

続きまして、下の資源物ですけれども、同じく、25年度の8月分につきましては15トン、年間につきましては328トンということで、こちらのほうは年間トータルではふえております。月ごとには、若干上がったり下がったりという月もございますので、8月につきましては、資源物は15トン減っております。こちらのほうのトータルでございますけれども、295トンと、年間では上昇をしております。

それから、下の処理実績でございます。収集量と、直接搬入を合計しました量が、21年度と25年度を記載しておりまして、比較しまして、181トンの減量と。

それから、資源物を中間処理としますか、整理を、中北清掃センターのほうでしますけれども、それから、返ってきます可燃物ということで、190トンほど出ております。

合計しまして、2549トンが、8月の実績でございます。これが、実際燃やすべき量ということになります。

それに対しまして、処理しました量ですが、清掃センターで焼却しましたものが2341トンで、21年度に比べて407トンというふうに、こちらのほうは減少しております。処理能力のほうは、21年度が95トン程度ございました。現在は87トン程度の焼却量を保っておりますので、その辺で焼却能力のほうが落ちております。

外部に委託しました量が50トンでございます。こちらは、大牟田・荒尾のRDFセンターのほうに、今年度から搬入をしております。トータル的に2392トンということで、処理をしております。

それで、外部委託の量ですけれども、8月が50.13トンでございました。25年度の累計が、その下のほうに427トンほど、現在出

しております。一番多かった月が、7月分が174トン出しております。それは、こちらの表のほうに提出させていただいております。

ちなみに、9月の実績でございますが、9月のほうは、外部委託はゼロでございます。10月につきましても、1回出しましたので7トン程度、今出している状況で、かなりごみのほうが現在減ってきている状況でございます。

あと、今後でございますけれども、季節の変動もございますけれども、ある程度外部委託のほうは、この調子でいくと、かなり予定よりも減るのかなというふうに考えておりますが、あと、1月から2月に関しまして、オーバーホールを予定をしております。その点で、一部炉のほうを休止するという予定が出てきますので、そのときに、600トン程度搬出が必要かなというふうに考えておるところです。

それから、一番下のほうですけれども、日曜資源の日、——資源の日の日曜日版ということで、現在第2と第4の日曜日に、中北の清掃センターのほうで受け入れをしております。この状況につきましては、大体2回実施で、9トンから10トン程度の搬入が来ております。一応、皆さん好評をいただいている状況でございます。

今後も頑張って資源回収のほうを進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上で説明のほう、終わらせていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） 本件について、何か質疑、御意見等はございませんか。よろしいですか。（「ありません。人口減つとるけん、ごみは減らぬばんとたい。以上、なし」と呼ぶ者あり）

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上でごみ非常事態宣言後の状況についてを終了いた

します。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
（入札・契約制度の改正について）

○委員長（成松由紀夫君） 次に、入札・契約制度の改正についてをお願いいたします。

○総務部長（木本博明君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、木本総務部長。

○総務部長（木本博明君） はい。改めまして、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

入札・契約制度の改正について、國岡契約検査課長が説明しますので、どうぞよろしく願いいたします。

○契約検査課長（國岡雄幸君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、國岡契約検査課長。

○契約検査課長（國岡雄幸君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

契約検査課の國岡でございます。

今回、入札・契約制度の改正について、今後一部改正を予定しております件につきまして御報告をいたします。済みません、着座して説明いたします。

配付資料の確認でございますけれども、3枚のホッチキスとじて、表題が所管事務調査、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査ということで、「入札・契約制度の改正について」関係資料というのがございます。そちらのほうで説明させていただきます。

まず、この関係資料の説明に入る前でございますけれども、本市では、入札・契約制度の見直しに当たっては、より透明性、公平性、競争性の高い制度とするとともに、市内業者の受注機会の確保に配慮するという基本的な考え方のもとに、今日まで幾つかの制度見直しを行って

おります。24年度につきましては、検討、見直しを行ったのが約13件ほどございました。

それでは、事前に準備、配付いたしました入札・契約制度の改正について、関係資料により御説明いたします。

ページをめくっていただきまして、2枚目、1ページをごらんいただきたいと思います。

第1点目、電子入札システム導入に伴う入札・契約情報の取り扱いにつきましてでございます。御案内のとおり、本年4月から、本市は透明性の高い入札制度を目指し、事務効率化、住民サービス向上などを目的として、建設工事及び建設工事関係業務委託を対象とした電子入札システムを導入いたしました。あわせて、このシステム導入を入札制度改革の契機と捉えまして、さらなる公正な入札の実施を目指し、建設工事及び建設関係業務委託に係る入札・契約情報における指名業者名を、今まで入札前に公表していたのを、入札後に公表と変更しております。

しかしながら、先般の議会一般質問で答弁いたしましたように、システム導入と同時の変更が影響いたしまして、パソコン、インターネットの扱いになれていらっしゃる業者の方々の中には、本市から指名された業者のみに送信します指名通知の確認漏れ、確認おくれなどから、入札締め切りに間に合わず、入札参加辞退や不参加となるデメリットが生じております。事前公表であれば、入札情報公開システムで、不特定多数の方が容易に確認が可能でありまして、辞退、不参加リスクを抑えることができたというふうに、今感じております。

また、指名業者名の事後公表への変更については、6月の建設環境委員会や業者の方々への事前、——あつ、済みません、建設環境委員会や業者の方々の事前説明周知が不十分で、混乱を招いた結果となっております。

加えまして、県内の事後公表を行っている市

町村につきましては6市町と、まだ少なく、業者の方々の事後公表に対する理解も、まだまだ不十分な状況というふうに捉えております。

今後の対応といたしましては、4月から実施いたしました事後公表以降の状況を検証しまして、工事入札参加者資格審査委員会での審議、それから、市長への報告、了承、関係公表要領の一部改正を初めとする所定の手続を経て、事後公表を変更前の事前公表に戻したいというふうに考えております。

なお、事前公表に戻す時期につきましては、最短で11月1日以降と予定をしております。

今後の事後公表の取り扱いにつきましては、本建設環境委員会や関係各位、団体等の意見を踏まえ、県及び県内の他市町村の実施状況等を勘案いたしまして、今後の課題というふうに考えております。

2ページをごらんいただきたいと思います。
第2点目、現場代理人の常駐義務緩和の拡大（本市発注工事と県発注工事との兼任）というふうでございます。

現在、本市でおきましては、本年4月から厳しい経営状況下における施工体制合理化のため、人員不足になる現場ごとの常駐配置が困難なことに配慮いたしまして、複数の本市発注工事の現場代理人を兼任できるように改めております。

今回熊本県との調整を得まして、資料に記載しておりますとおり、一定の要件を満たすことを条件に、県発注工事も対象といたしまして、他の工事の現場代理人と兼任できるよう条件緩和の範囲拡大を予定をしております。

ただいま説明しました件につきましては、本市のホームページへの掲載、関係団体への文書発送で、その周知に努めていきたいというふうに考えております。

以上、簡単でございますけれども、御報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） この入札後の公表ということなのですが、最後の2行ですね、今後の課題というふうに考えているというふうな文言があるんですが、執行部としてはどうなんですかね、入札後公表がいいというふうに、導入したいというふうにお考えですか。

○契約検査課長（國岡雄幸君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） 國岡課長。

○契約検査課長（國岡雄幸君） はい。事後公表の扱いにつきましてはですね、先ほどちょっと申しましたように、私たちの事務局といたしましては、公正な入札ということで考えておりました。ただし、その事後公表に移しましたところ、先ほど申しましたようなデメリットが生じております。そういうデメリットが生じているということがございますので、とりあえずはですね、事前公表に戻したいと。ただし、先ほど申しましたように、今後ですね、本議会とか関係団体の意見を踏まえてですね、県内市町村の実施状況を勘案し、関係業者への事後公表への理解が深まれば、事後公表に変更する可能性もあるということでございます。

○委員長（成松由紀夫君） 幸村委員、いいですか。

はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。それと、先ほどの説明の中で、各部署、機関での検討はこれからになるというふうな説明でしたかね。

○委員長（成松由紀夫君） はい、國岡契約検査課長。

○契約検査課長（國岡雄幸君） はい。先ほど申しましたように、検証というのが、実際デメリットが、今生じておりますので、不参加、辞退が多いと。で、不参加とかなればですね、1

年間を通して2回不参加になりますと、指名停止委員会に諮りましてですね、指名停止を行います。業者さんに対してですね、相当デメリットが生じますので、そういうのも含めましてですね、どういう内容のものが一番いいのかということを検証していきたいと。

で、将来的につきましては、先ほど申しましたように、今回はですね、いろんなことで、事前公表ということでいきますけれども、含みは残しておきたいというふうでございます。

済みません。それからですね、事後公表を事前公表に戻すということにつきましてはですね、先ほど言いましたように、この指名業者の選定につきましてはですね、基本方針とか関係の例規等に従いましてですね、公平、中立にですね、指名業者名の選定案は、事務局としては策定しておる、選定している自負はございます。ただしですね、入札前の事前公表ということになればですね、落札者決定する前の期間、以前にですね、外部からですね、不特定多数が入札情報公開システムを通じましてですね、チェック機能が働くという役割もございますものですから、そういうメリットも踏まえまして、今回は事前公表に戻すという結果でございます。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。ありがとうございます。

もう1点お伺いをしたいのは、4月1日から、入札後公表というふうに変更された中で、所定の手続をずっと踏まれてきてますよね。ということは、その逆の、同じような手続を踏んで、今回、また戻すと、もどに戻すということだけでも、それは今からですか、それとも済んでいますかというお話を聞きたいんですが。

○委員長（成松由紀夫君） はい、國岡契約検査課長。

○契約検査課長（國岡雄幸君） はい。今から、その準備に取りかかります。一応、事務局案としてですね、直近の入札参加者資格審査委員会に、案として諮って、そこです承を受ければ、当然市長のほうに報告ということで、市長のほうで追認していただければですね、関係のですね、公表要領というのがございますものですから、それをですね、一部改正をして、事前公表に戻すという手順を踏んでいきます。

○委員（幸村香代子君） はい。わかりました。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

はい、古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） 意見として申し上げます。

今、幸村委員からちょっと出ましたが、手続は踏んであるんですか。4月1日に唐突としてですね、突然こういうお話が出まして、普通はですね、議長、副議長に、まずお話があって、その後所管の委員長、副委員長さんにお話があるわけでありますが、私も、何カ月かして、その話を聞いたので、契約検査課長を呼んで、お話をしたところであります。

透明性と言われますが、一部の方にだけが透明性のあったのかなと、落札率を見てみますと、そんなには落ちてないということでありますので、ぜひその辺はですね、議会軽視だと思いますので、ぜひ気をつけていただきたいと思います。強く申し上げておきます。

○委員長（成松由紀夫君） はい、國岡契約検査課長。

○契約検査課長（國岡雄幸君） はい。今、古嶋委員さんから御意見いただきました。全くそのとおりと思っておりますので、それにつきましてはですね、議会のほうにも、事前に説明をいたし、あわせましてですね、先般建設業協会のほうからですね、要望においでになりました。

た。制度改正をして、それを実施する場合については、十分な周知時間を設けてくれと。そうせぬと、業者さんのほうが混乱いたしますよという忠告を受けておりますので、そういうことをですね、肝に銘じまして、今後入札の制度改正に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。今の課長のお言葉でもあったんですけども、事前の説明が不足したということと、やっぱり、移行期間という部分では、非常に混乱も生じるということで、パソコンとかで、開けて見ることがですね、できぬかったというようなところもあったんだろうと思います。そういったときには、移行期間の措置として、執行部側から電話をかけて、指名しますよというような1本もですね、あってもよかったのかなと、期間を設けてですね、そういったところも、1つの案としてできるのかなというふうに思っております。

質問をさせていただきますが、指名業者さんのほうの理解が得られれば、事前公表じゃなくて、事後公表へと取り組んでいきたいというようなお話もあったんですが、理解が得られればという、理解を得るために、契約検査課としてはどういう仕事をしていかれるおつもりなのか、どう考えておられるかをお尋ねしたいと思います。

○委員長（成松由紀夫君） 國岡契約検査課長。

○契約検査課長（國岡雄幸君） はい。事前公表、事後公表、公表につきましてですね、国の法律、指針関係がございまして、それに基づいて、うちが国にならって行っているというスタイルでございます。

ただし、大きな変革が伴う場合についてはですね、混乱を生じないように、関係の業者さんについてはですね、十分説明をして、場合によってはですね、意見聴取をしながらですね、私たちが考えるところと、歩み寄っていただけるような努力を、事務局はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 十分な説明というところに尽きるんだろうと思いますけども、ある意味では、一つの目標を持った形ですね、取り組みを進めていかないと、だんだん、そのままになっていってしまうという部分もあるのかなというふうに考えますので、そのあたりは、また担当課のほうでしっかりと計画なりをつくっていただいてですね、進めていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○契約検査課長（國岡雄幸君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、國岡契約検査課長。

○契約検査課長（國岡雄幸君） 今の、参考まででございますけれども、事後公表に、今行っているのがですね、45市町村の中で6つでございます。

それと、あと電子入札を導入してですね、事後公表を行っているのが、宇土市と八代市と益城という状況でございます。

大きなところで、県は、今まだ事前公表と、熊本市も事前公表と、大きな自治体については、まだまだ事前公表でございます。そういうところとですね、やっぱり連携をとりながらですね、行っていかなければ、なかなか業者さんへの理解も深まっていけないのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございますせんか。

はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） 今回の改正についてはですね、これはもう、一般質問もされた議員もおられますし、これは、総務部長、入札、契約についての改正というのは、まだたくさんあると思うんですよ。というのは、着工までね、入札を終えてから着工までの時間もたいぎやなかなかるよな。そういうのもあるし、いろんな面ですね、これは契約検査課長も含めて総務部長、改正をですね、するところは、どういうところがあるんだということも含めて、これは協会も含めてですね、自治体と一緒にって検討していかなければ、一部だけの改正じゃ、これいけないと思うんですよ。今回については、この入札、契約の事前と事後ですけども、事前と事後、どう違うかということなんです。どこにメリットとデメリットというのを、不参加で、不参加したその理由何なのかということを公表してください。大体わかりますけどね。なぜ不参加したのか。デメリットという、メリットもあるのを、やっぱし、メリット、デメリットの中でですね、本当に行政が、入札制度の中でですね、本当に、業者の方々、協会とか業者の方々にですね、どれだけのメリットがあつてなのかですね、この制度で。事後、事前の中ですよ。詳細に、これは検討していかなければですね、いろんな問題が生じているのは、八代市の入札、契約の、ここらあたりにはですね、私は抜本的にメスを入れて、改正しなければ、これだけ改正しても、何も、私、意味がないと思うんですよ、事後、事前というのは。事後って、事前に公表するのは、これは当たり前なんですね。なぜ事後に変わったのかということですよ。今、言われたように、古嶋委員が言われた、唐突にできた、私もたいがな苦情を言いましたよ、はっきり言ってからですね。注意をし

ました、なぜだったのかということ。建設部長あたりで、はっきり言って、そこまで通してから、それから、ずっと市長がやったのか。そういうこと意見を聞いたんですけども、戸惑ったのは事実なんですね、これ、契約検査課長、はっきり言ってから。これは事実として認めながら、じゃあ、どういうふうな改正をするのかということですよ、もう少し詳細に、私はデータを出してほしいと思うんですよ。ですね。

電子の、電子の入札とですね、システム導入に伴うということでもありますけども、それは、今どき電子入札というのは、これは当たり前になってくるんですよ。してないところにウエートを置くのか、電子を扱う人にウエートを置くのか、扱って切らない人にウエートを置くのか。ここが多分出てくるんですよ、問題は。じゃあ、電子を扱う人は物すごくメリットがありますよというふうな状況の意見も聞きますね。電子を扱わない人は物すごくデメリットが出てきますよということなんです。

そういうのも含めて、今回についてはですね、事後について、事前が事後になった理由もですね、いろんな分析しながら、私たちが戸惑ったというのが現状ですね。それは、地域からいろんな要望があつたわけでしょう。特に、協会あたりから強い要望があつたということ。それについても、当時の市長、現場に行かれてから、いろんな説明等もされてやられたこと聞いておるんですけども、まずは、やっぱし、契約の國岡課長あたりが、きちっとした土台の中で、両足を地べたについて、私は、やっぱし、その方向性というのは、今後見出してほしいと。この事前については、公表すればするほどですね、味があると、いけませんけども、私たちは官制談合というのは、そういうのは、これやったら関係ないわけですから、いいわけですけども、まずは、業者の方々がスムーズにい

く、そういうシステムの中です、改正をしてほしいというのがあります。

次の委員会の中です、抜本的に改正することがたくさんありますから、そこら辺についてもやりましょう。という、私の質問でありますけども、意見じゃありません。何かありましたら答弁してください。

○総務部長（木本博明君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、総務部長。

○総務部長（木本博明君） はい。この一連のことで、皆様に御迷惑をおかけいたしました。

私も何回か、過去に申しましたが、平成22年ぐらいからですね、ここ数年にかけまして、入札制度改革ということで、かなり細かな部分、大きな部分はございますが、やっております。

平成22年が5件、それから、23年度が4件、先ほど申しました、24年度が13件というふうに、かなりの24年度はたくさんの項目を改正、内部でやりましたものですから、ちょうど、そして、かつ電子入札という、かなり以前から取り組んでいた一つの大きな山場がございましたものですから、そこで、事後公表もですね、重なったものですから、非常に申しわけございません、混乱を招きました。

今回のことを反省をしまして、今後、言われた、いろいろと御意見いただきましたことを参考に、今後対応させていただきたいと思えます。

○委員（山本幸廣君） 御理解いたします。どうぞ。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、最後に、委員長からもお願いですが、やはり、唐突感が否めないと、トップダウンであったのか、何なのか、わかりませんけれども、こういった

制度改正についてはですね、逐一議会、そして、関係団体には、周知を徹底された上でやられるように要望をいたしておきます。

以上で、入札・契約制度の改正についてを終了いたします。

ここで、所管事務調査終了の前に、さきの本委員会における都市計画・建設工事に関する諸問題の調査の中で、八代市住生活基本計画に関する質疑に対する答弁について、執行部から発言の訂正の申し出がっておりますので、これを許します。

○建築住宅課長（今村一成君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） 今村建築住宅課長。

○建築住宅課長（今村一成君） 建築住宅課の今村です。

長時間の審議でお疲れのところ申しわけございません。座って説明させていただきます。

さきの9月25日に開催されました建設環境委員会所管事務調査の八代市住生活基本計画についての報告の中で、前川委員の御質問に対しお答えいたしましたことについて、訂正がございました。

当時の概要説明の、――概要報告の後の質疑の中で、前川委員からの質問として、1378戸でよろしいですか、現在が108戸を除いて、1270戸でよろしいんですかととの御質問に対しまして、はい、とお答えいたしておりました。しかしながら、質疑の前の報告の中で、私は、用途廃止戸数を101戸と発言しておりました、戸数に食い違いがございました。

108戸というのは、当時お配りしておりました資料、八代市住生活基本計画附属資料、八代市市営住宅の今後のあり方についての7ページに記載しておりますが、用途廃止が予想される108戸というのは、平成22年度の八代市営住宅長寿命化計画の策定時に算定したものを利用しておりました。また、記載はございませ

んが、１３７８戸も、長寿命化計画の策定期間の管理戸数であります。しかしながら、２４年度末までに７戸が、既に用途廃止済みでありまして、用途廃止戸数及び管理戸数は、どちらも差し引き後の１０１戸及び１３１戸となるわけでありまして、あっ、１３７１戸となるわけでありまして、今後の管理戸数として１３７１マイナス１０１イコール１２７０となりますことから、この１２７０戸の数にとらわれまして、さきのように発言してしまいました。

したがいまして、前川委員の御質問に対して、説明不足がありまして、１０８戸は平成２２年度の八代市営住宅長寿命化計画の策定時に算出したものを利用しておりましたため、現在においては、管理戸数１３７１戸、用途廃止１０１戸であることに訂正させていただきたいと思えます。

また、本来は、９月２５日の資料としては、最新の数値１０１戸と記載したものをお配りすべきでありましたことをおわびいたします。申しわけございませんでした。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

要するに１０８が１０１ですね。

前川委員、それでよろしいですか。

○委員（前川祥子君） はい、わかりました。

○委員長（成松由紀夫君） 次、進みます。

当委員会の所管事務調査について、ほかに何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 以上で、所管事務調査２件についての調査を終了いたします。

○委員長（成松由紀夫君） 次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

所管事務調査２件については、なお審査及び調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、建設環境委員会を散会いたします。

（午前１１時５４分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

平成２５年１０月２４日

建設環境委員会

委員長